

社会福祉法人長和会デイサービスセンター鮎の里通所介護事業所運営規程

（事業の目的）

- 第 1 条 社会福祉法人長和会が経営するデイサービスセンター鮎の里通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態及び要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 一 名 称 社会福祉法人長和会デイサービスセンター鮎の里通所介護事業所
 - 二 所在地 長崎県南島原市有家町尾上字土橋 4083 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たるものとする。また、管理者は、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた地域密着型通所介護計画及び総合事業計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
 - 二 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、地域密着型通所介護計画及び総合事業計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。
 - 三 看護職員 1 名以上
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。
 - 四 介護職員 2 名以上
介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。
 - 五 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日、水曜日、金曜日とする。ただし、毎年12月31日より1月3日までは休業とする。
- 二 営業時間 通常午前8時00分から午後5時30分までとする。ただし、特別な需要がある場合はこの限りでない。
- 三 サービス提供時間
通常午前9時15分から午後4時45分までの7時間30分とする。

(指定地域密着型通所介護及び指定総合事業の利用人員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

(指定地域密着型通所介護及び指定総合事業の内容及び利用料等)

第 7 条 指定地域密着型通所介護及び指定総合事業の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び指定総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護及び指定総合事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

(厚生大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 一 入浴サービス
 - 二 給食サービス
 - 三 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
 - 四 日常動作訓練
 - 五 健康チェック
 - 六 送迎
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ① 指定地域密着型通所介護及び指定総合事業に通常要する時間を超える指定通所介護及び指定総合事業であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護及び指定総合事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
 - ② 前各号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護及び総合事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
 - ③ 食事の提供に要する費用・・・1日あたり500円
- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は南島原市の有家町・西有家町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、地域密着型通所介護及び総合事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 入浴サービスを利用する際は、医師の意見書を必要とする
- 二 機能回復訓練室を利用する際は、医師の意見書を必要とする

(地域密着型通所介護計画および総合事業計画の作成)

- 第10条 地域密着型通所介護及び総合事業計画（以下「介護計画等」という。）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った介護計画等を作成する。
- 2 介護計画等の作成、変更の際には、利用者は家族に対し、当該計画等の内容を説明し同意を得て交付する。
 - 3 利用者に対し、介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(地域密着型通所介護計画および総合事業計画の提供記録)

- 第11条 介護従事者は、地域密着型通所介護および総合事業等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護および総合事業について、介護保険法第42条の2第6項または第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス記録書に記載し保存する。

(記録の整備)

- 第12条 指定地域密着型介護および総合事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 指定地域密着型通所介護および総合事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護および総合事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結日から2年間（第1号および第2号に掲げる記録にあっては、5年間）保存する。
 - 一 地域密着型通所介護計画および総合事業計画
 - 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - 三 島原地域広域市町村圏組合への通知に係る記録
 - 四 苦情の内容の記録
 - 五 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録
 - 六 報告、評価、要望、助言等の記録

(緊急時における対応方法)

- 第13条 従業者は、地域密着型通所介護及び総合事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族に対して滞りなく報告し、かつ管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業者は非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

施 行	平成 1 2 年 4 月 1 日
一部改正	平成 1 6 年 1 0 月 1 日
一部改正	平成 1 7 年 1 0 月 1 日
一部改正	平成 1 8 年 4 月 1 日
一部改正	平成 1 8 年 1 0 月 1 日
一部変更	平成 1 9 年 4 月 1 日
一部変更	平成 2 2 年 4 月 1 日
一部変更	平成 2 4 年 4 月 1 日
一部変更	平成 2 5 年 7 月 1 日
一部変更	平成 2 7 年 8 月 1 日
一部変更	平成 2 8 年 3 月 1 日
一部変更	平成 2 8 年 4 月 1 日
一部変更	平成 2 9 年 4 月 1 日
一部変更	平成 3 0 年 4 月 1 日
一部変更	平成 3 0 年 1 0 月 1 日
一部変更	平成 3 1 年 4 月 1 日
一部変更	令和 1 年 1 0 月 1 日
一部変更	令和 3 年 4 月 1 日
一部変更	令和 5 年 1 2 月 1 日
一部変更	令和 8 年 8 月 1 日